

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。</p> <p>なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。</p> <p>卸売業</p> <p>1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 小売業又は他の卸売業に商品販売するもの。</p> <p>(2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。</p> <p>(3) 主として業務用に使われる商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売するもの。</p> <p>(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）</p> <p>(5) 他の事業所のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあつせんをするもの。</p> <p>2. 事業所の業態による分類</p> <p>本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。</p> <p>(1) 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）</p> <p>(2) 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）</p> <p>(3) 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）</p> <p>卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。</p> <p>3. 業務の種類による分類</p> <p>卸売業（5598-代理商、仲立業を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。</p> <p>（注）製造小売（小売業2.(2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。</p>	<p>大分類 I-卸売業、小売業 総説</p> <p>この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。</p> <p>なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。</p> <p>卸売業</p> <p>1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 小売業又は他の卸売業に商品販売するもの。</p> <p>(2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。</p> <p>(3) 主として業務用に使われる商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売するもの。</p> <p>(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）</p> <p>(5) 他の事業所のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあつせんをするもの。</p> <p>2. 事業所の業態による分類</p> <p>本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。</p> <p>(1) 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）</p> <p>(2) 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）</p> <p>(3) 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）</p> <p>卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。</p> <p>3. 業務の種類による分類</p> <p>卸売業（5598-代理商、仲立業を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。</p> <p>（注）製造小売（小売業2.(2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。</p>	

日本標準産業分類第14回改定案（I-卸売業，小売業）

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由
<p>小売業</p> <p>1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの</p> <p>(2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの</p> <p>小売業は普通その取り扱い主要商品によって分類される場合と、洋品雑貨店、小間物店、荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。</p> <p>2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。</p> <p>(1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <p>なお、修理を専業としている事業所は大分類R-サービス業（他に分類されないもの）[89, 90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。</p> <p>(2) 製造小売業</p> <p>製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E-製造業に分類される。</p> <p>(3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。</p> <p>(4) 行商、旅商、露天商など</p> <p>これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。</p> <p>(5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。</p> <p>(6) 売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をしないと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所は、細分類6099に分類される。</p>	<p>小売業</p> <p>1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。</p> <p>(1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの</p> <p>(2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの</p> <p>小売業は普通その取り扱い主要商品によって分類される場合と、洋品雑貨店、小間物店、荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。</p> <p>2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。</p> <p>(1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類I-卸売業、小売業に分類される。</p> <p>なお、修理を専業としている事業所は大分類R-サービス業（他に分類されないもの）[89, 90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。</p> <p>(2) 製造小売業</p> <p>製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E-製造業に分類される。</p> <p>(3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。</p> <p>(4) 行商、旅商、露天商など</p> <p>これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。</p> <p>(5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。</p>	<p>日本標準産業分類では、卸売業には細分類「5598 代理商、仲立業」として仲介サービス業が設定されているが、小売の仲介サービス業については、分類項目がなく、内容例示としても明示されていない。</p> <p>今般、ISIC第4版の改定の検討において、「小売に係る仲介サービス活動」を設定することが2022年2月の国連統計委員会で承認されたことから、日本標準産業分類においても小売の仲介サービス業の位置づけを明確にするため、細分類5598の位置づけを踏まえ、6099の内容例示として追記を行う。</p> <p>小売の仲介サービス業は、売買の目的である商品の所有権を、仲介を行う者が所有しないことから、小売業に位置づけるに当たって例外的な取扱いが必要となることから、総説に追記を行う。</p>

日本標準産業分類第14回改定案（I-卸売業，小売業）

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由																		
<p>中分類60－その他の小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類番号</th> <th>細分類番号</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>609</td> <td></td> <td>他に分類されない小売業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6099</td> <td>他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの）；<u>小売代理商・小売仲立業</u>×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用のもの）[6034]</p>	小分類番号	細分類番号	説明	609		他に分類されない小売業		6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u>	<p>中分類60－その他の小売業 総説</p> <p>この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小分類番号</th> <th>細分類番号</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>609</td> <td></td> <td>他に分類されない小売業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6099</td> <td>他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用のもの）[6034]</td> </tr> </tbody> </table>	小分類番号	細分類番号	説明	609		他に分類されない小売業		6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用のもの）[6034]	<p>日本標準産業分類では、卸売業には細分類「5598 代理商、仲立業」として仲介サービス業が設定されているが、小売の仲介サービス業については、分類項目がなく、内容例示としても明示されていない。</p> <p>今般、ISIC第4版の改定の検討において、「小売に係る仲介サービス活動」を設定することが2022年2月の国連統計委員会で承認されたことから、日本標準産業分類においても小売の仲介サービス業の位置づけを明確にするため、細分類5598の位置づけを踏まえ、有店舗による小売の仲介サービス業を細分類6099に、無店舗による小売の仲介サービス業を6199の内容例示として追記する。</p>
小分類番号	細分類番号	説明																		
609		他に分類されない小売業																		
	6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 <u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u> <u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u>																		
小分類番号	細分類番号	説明																		
609		他に分類されない小売業																		
	6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用以外のもの）；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録済みで音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの） ×装身具小売業（貴金属製を除く）[5793]；装身具小売業（貴金属製のもの）[6095]；石けん小売業（化粧品、洗顔、薬用のもの）[6034]																		

日本標準産業分類第14回改定案（I-卸売業、小売業）

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類61－無店舗小売業 総説</p> <p>この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。</p> <p>ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により中分類56～60に分類される。</p> <p>なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。</p> <p>619 その他の無店舗小売業</p> <p>6199 その他の無店舗小売業 他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。</p> <p><u>本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために、無店舗により小売業(個人を含む)の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。</u></p> <p><u>なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。</u></p> <p>○他に分類されないその他の無店舗小売業：<u>小売代理商・小売仲立業(無店舗のもの)</u></p>	<p>中分類61－無店舗小売業 総説</p> <p>この中分類には、店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所が分類される。</p> <p>ただし、店舗を持つ小売事業所がインターネット等による通信販売又は自動販売機による販売を併せて行う場合及び露天販売又は自動車等の移動販売により小売する事業所は、取り扱う商品の種類により中分類56～60に分類される。</p> <p>なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E－製造業に分類される。</p> <p>619 その他の無店舗小売業</p> <p>6199 その他の無店舗小売業 他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所をいう。</p> <p>○他に分類されないその他の無店舗小売業</p>	<p>日本標準産業分類では、卸売業には細分類「5598代理商、仲立業」として仲介サービス業が設定されているが、小売の仲介サービス業については、分類項目がなく、内容例示としても明示されていない。</p> <p>今般、ISIC第4版の改定の検討において、「小売に係る仲介サービス活動」を設定することが2022年2月の国連統計委員会で承認されたことから、日本標準産業分類においても小売の仲介サービス業の位置づけを明確にするため、細分類5598の位置づけを踏まえ、有店舗による小売の仲介サービス業を細分類6099に、無店舗による小売の仲介サービス業を6199の内容例示として追記する。</p>